

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号		25	担当課	建築住宅課
法令名	宅地建物取引業法	根拠条項	第22条第1項 第1号	許認可等 の内容	宅地建物取引士資格の登録の 削除	
<p>(申請等に基づく登録の削除)</p> <p>第二十二條 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、第十八条第一項の登録を削除しなければならない。</p> <p>一 本人から登録の削除の申請があつたとき。</p> <p>二 前条の規定による届出があつたとき。</p> <p>三 前条第一号の規定による届出がなくて同号に該当する事実が判明したとき。</p> <p>四 第十七条第一項又は第二項の規定により試験の合格の決定を取り消されたとき。</p>						